



# 退職後の健康保険について (外国人向け)



**会社の保険証は使えません。すぐに保険証を返却！**  
家族の分も含めて会社へ



## 次の保険に加入

①退職後14日以内に住まいの市区町村役場の国民健康保険窓口へ (加入要件あり)

### 持ち物

退職日の分かる証明書 (会社から受け取る)、在留カード、  
指定書 (在留資格が「特定活動」の場合) 等

②在職中の2倍の保険料を負担して、協会けんぽの任意継続保険に加入することも可能  
(加入要件・保険料上限あり。手続きは退職後 20 日以内にお住まいの協会けんぽ都道府県支部へ。保険証は新たに作成されます)

③または、働いている家族の被扶養者となる  
(加入要件あり。家族の勤務先へ相談を)

## ! 注意

**万が一、返却せず、在職中の保険証を使用すると**  
数か月後に、協会けんぽから医療費の7 (8) 割分が、被保険者 (働いていた方) へ請求されます。

**万が一、協会けんぽからの請求に応じないと**  
最終的には、医療費に遅延損害金、法的手続の費用を加えた金額について、現在の会社の給与などの財産が差し押さえられます。

ご協力  
お願いします。



鶉飼さん



ルーシー

協会けんぽ 岐阜支部 公式マスコットキャラクター

お問合せ先



**全国健康保険協会 岐阜支部**  
協会けんぽ

〒500-8667 岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル 14階  
レセプトグループ ☎058-255-5158  
【電話受付時間】8:30~17:15 (土・日・祝日 年末年始を除く)

多言語Facebook  
始めました。

